

## 「藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例」制定のお知らせ

藤枝市では、工場立地法の改正に伴い「藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例(平成26年1月1日施行)」を制定しました。これまで国の定める基準に従って一律で定められていた緑地面積率等について、当市の実情に見合った基準を定めることで、より快適な住環境の確保とともに地域経済の活性化を図ります。

### 【工場立地法とは】

工場の立地が周辺環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場(特定工場)を設置する際、一定規模以上の緑地及び環境施設等の設置を義務付けた法律です。

### 【条例の概要】

#### (1) 緑地及び環境施設面積率

特定工場等の緑地及び環境施設面積率等については、以下のとおり用途地域ごとに基準を設定しました。

区域	旧基準	新基準		旧基準との比較
	緑地面積率 (環境施設面積率(緑地含む))	緑地面積率 (環境施設面積率(緑地含む))		
第1種区域 (住居系地域、 商業系地域)	20% (25%)	25% (30%)		+5%
第2種区域 (準工業地域)		15% (20%)		-5%
第3種区域 (工業地域、工業 専用地域)		10% (15%)		-10%
第4種区域 (用途地域の定め のない地域)		20% (25%)	※一部地域 15% (20%)	変更なし (※一部地域 -5%)

※第4種区域の一部地域とは…

- ①第4種区域内で平成25年12月31日までに新設の届出が済んでいる特定工場の敷地
- ②その他、藤枝市が積極的に工業導入を促進する地域(詳細は別途お問合せ下さい)

#### (2) 重複緑地の算入率

緑地と緑地以外の施設が重複する土地及び建築物屋上等の緑化施設(重複緑地)について、これまで緑地面積として算入できる割合は、必要緑地面積の25%までとなっていました。50%までの算入が可能となりました。

## 【用語解説】

特定工場	次の①、②両方に該当する工場 ① 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上、または敷地内建築物の建築面積の合計 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ② 次のいずれかの業種に該当すること(日本標準産業分類による) (イ) 製造業(物品の加工修理業を含む) (ロ) 電気供給業(水力発電所、地熱発電所、太陽光発電施設を除く) (ハ) ガス供給業 (ニ) 熱供給業
緑地面積率	敷地面積に対する緑地面積の割合
緑地	樹木、芝等で表面が覆われている土地 + 重複緑地
重複緑地	駐車場緑化ブロック、屋上緑化、壁面緑化等、緑地以外の施設と重複して設置された緑地
環境施設面積率	敷地面積に対する環境施設面積の割合
環境施設	緑地 + 緑地以外の環境施設(太陽光パネル、運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、美観の整った調整池、野菜畑等)

～特定工場の新設や変更等を行う際は届出が必要となります～



### ◆工場立地法に関する届出・お問合せ窓口◆

〒426-8722

藤枝市岡出山 1-11-1

藤枝市 産業振興部 産業集積推進課

TEL : (054) 643-3244

FAX : (054) 643-3610

E-mail : sangyosyuseki@city.fujieda.lg.jp